

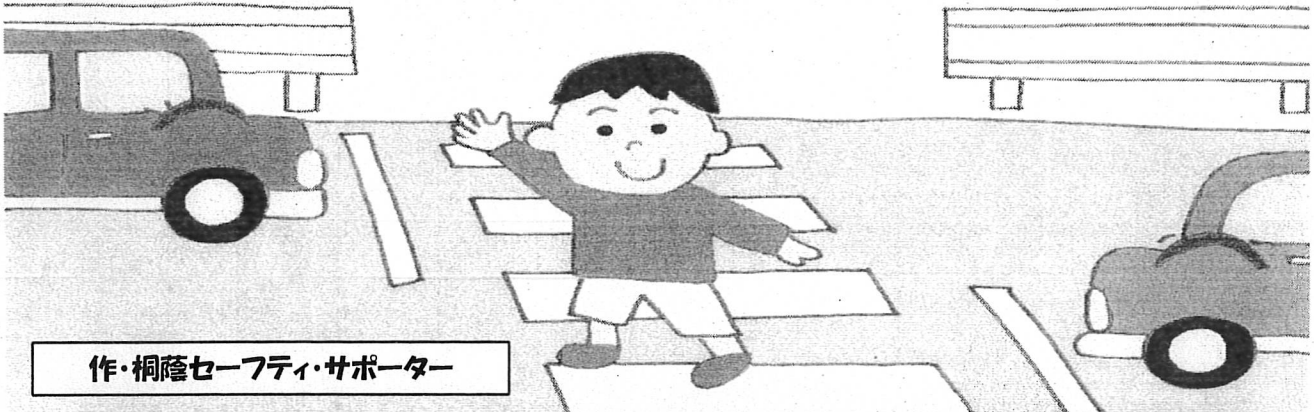
横断歩道は歩行者優先

車も、自転車も、歩行者も、お互いに譲る心掛け

みんなの **優しさ** で和歌山の **交通マナー向上!**

車やバイクを運転される方へ

横断歩道では、歩行者を優先させることが義務付けられています。車やバイクは、横断歩道に近づいた時は速度を落として、横断しようとする人、横断中の人がいる時は一旦停まって、安全に横断させてあげてください。



作・桐蔭セーフティ・サポーター

道路交通法第38条第1項「横断歩道等における歩行者の優先」

- 車両等は横断歩道に接近する場合は 速度を落とす
 - 横断しようとする人、横断中の人等がいれば、一時停止する 通行を妨げない
- 罰 則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失) 10万円以下の罰金
違反点数 2点(横断歩行者等妨害等)
反 則 金 大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円



きしゅう君

自転車、歩行者の方は、この機会に、

- 信号をきちんと守っているか
- 交差点で、しっかり安全確認しているか
- 運転中に、携帯電話を使用していないか
- 雨の日に、傘差し運転をしていないか

など、自分の交通マナーを振り返り、自分自身が気をつけることで、事故を起こさない、遭わないように気をつけてください。



12月1日から12月10日はわかやま冬の交通安全運動が実施。

今回は、学生ボランティアとして委嘱された桐蔭高校、中学校の学生が、セーフティ・サポーターとして和歌山西警察署と協力して、「横断歩道における歩行者優先」について啓発活動を展開しています。

交通安全への御協力よろしくお願いします。

桐蔭セーフティ・サポーター ☆ 和歌山西警察署